

公調委平成22年（セ）第8号 小平市における公衆浴場煙突からの大気汚染による財産被害等責任裁定申請事件

裁 定

（当事者省略）

主 文

本件裁定申請を棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

被申請人は、申請人に対し、200万5370円を支払え、との裁定を求める。

2 被申請人

本件裁定申請を棄却する、との裁定を求める。

第2 事案の概要

本件は、東京都小平市に居住する申請人が、被申請人経営に係る同市内所在の銭湯の煙突から排出される異臭ガスによって、慢性咽頭炎等の健康被害を受けたと主張して、民法709条、710条に基づき、治療費、慰謝料等の損害賠償金合計200万5370円の支払を求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いのない事実、文中掲記の各証拠及び審問の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者

ア 申請人は、昭和47年5月から、現住居地に居住し、平成14年12月ころには現家屋（以下「申請人宅」という。）を建築して、同所で染色業を営んでいる者である（甲13、申請人本人）。

イ 被申請人は、昭和28年10月ころから、現住居地で銭湯「A」（以下

「本件銭湯」という。)を経営する者である(乙1, 被申請人本人)。

(2) 現場の状況

ア 申請人宅と本件銭湯の位置関係は, 別紙1「調査場所周辺」のとおりであり, 申請人宅から西北西の方角に本件銭湯が位置しており, その距離は, 直線にして約130mである(職1)。

イ 本件銭湯の現在の煙突は, 昭和40年ころに建てられたものであり, その高さは, 約23mである(ただし, 平成9年ころ, 上部約1mを切削した。)(乙1, 被申請人本人)。

ウ 申請人宅と本件銭湯の間には, 西武鉄道の線路が敷設されており, 申請人宅東側には, 株式会社Xの工場があるが, 周辺地域はおおむね住宅地であり, 高層ビル群などは存在しない(職1, 申請人本人)。

2 争点及び争点に関する当事者の主張

(1) 争点1 (申請人の主張する異臭ガスの発生源が本件銭湯かどうか)

【申請人の主張】

被申請人は, 平成22年8月以降, 本件銭湯において, 燃料として黒松(又は赤松)を燃やすなどして煙突から異臭ガス(以下「本件ガス」という。)を発生させている。申請人は, 同年9月中に3回, 小平市役所に本件ガスによる被害について相談に行き, 同市職員が被申請人に申請人の苦情を伝えたが, 被申請人は, その後も本件ガスを繰り返し排出している。

本件ガスの発生頻度はほぼ毎日であり, 特に寒い日は火力を強くするためか, 強烈なガスを発生させている。一日のガスの発生時間帯としては, 午前9時前後に1回あたり30分を数回, 午後1時前後に同程度, 午後5時から午後8時前後までは連続して約3時間, 午後10時から午後11時までは約1時間である。また, 土曜日と日曜日は, ガス発生回数も多く, 特に午後4時ころから午後8時ころまでは強烈である。

なお, 被申請人は, 申請人が苦情を申し立てた際, 本件ガスが黒松を燃や

した際に排出される煙であることを認めていた。

【被申請人の認否・反論】

申請人の主張は、否認ないし不知。

被申請人は、本件銭湯の燃料として廃材を燃やしているが、そのことは本件ガスの原因とはならない。燃焼させる廃材は、黒松と特定することはできないし、申請人に対して黒松を燃やしていると説明したことはない。

(2) 争点2 (因果関係のある被害の発生と損害の額)

【申請人の主張】

ア 本件ガスが申請人宅室内に流れ込んだことにより、申請人は、目及びのどに痛みが生じ、慢性咽頭炎、慢性鼻炎を発症するに至った。その治療費は、5370円である。

イ 申請人は、上記健康被害により、2か月間、印度更紗染色家としての仕事ができず、展示会への出品数が間に合わなかったため、得られたはずの100万円の財産的損害を被った。さらに、申請人の精神的苦痛を慰謝するには、100万円が相当である。

ウ したがって、申請人の損害額は、合計200万5370円となる。

【被申請人の認否・反論】

申請人の主張のうち、アは不知、イ及びウは否認ないし争う。

なお、本件銭湯も含め、銭湯から排出される煙が公害であるとか、被害が発生したという話は、聞いたことがない。

(3) 争点3 (被申請人の故意・過失の有無)

【申請人の主張】

被申請人は、その職業上、木材の燃焼に関する知識を十分に有しており、黒松を燃焼させれば何らかの異臭ガスが発生することも熟知しているはずである。したがって、被申請人は、黒松を燃焼させた際に生じるガスによって他人に被害を与えないように、黒松を燃料として用いない注意義務がある。

それにもかかわらず、被申請人は、黒松を燃焼させて本件ガスを発生させ、かつ、申請人から苦情を申し立てられた後も、同様の行為を繰り返しており、その注意義務違反は明らかである。

また、本件裁定申請申立て後は、被申請人は、申請人への嫌がらせの意思も持って、本件ガスを発生させ続けており、この点は故意によるものと言える。

【被申請人の認否】

申請人の主張は、否認ないし争う。

第3 当裁定委員会の判断

1 争点1（申請人の主張する異臭ガスの発生源が本件銭湯かどうか）について

(1) 認定事実

前記第2. 1の前提事実に加え、かつこ内記載の証拠及び審問の全趣旨によれば、以下の事実が認められ、この認定を覆すに足りる証拠はない。

ア 本件銭湯の営業状況（乙1，被申請人本人）

(ア) 被申請人は、昭和28年10月ころから、現住居地で本件銭湯の営業を開始した。

(イ) 本件銭湯の営業時間は、午後3時30分から午後11時までであり、通常は、午前中から風呂を沸かし始め、終業後に約2時間かけて清掃作業を行っている。なお、定休日は水曜日である。

(ウ) 被申請人は、風呂を沸かすための燃料として、解体業者から持ち込まれる廃材の薪のみを使用しており、そのほとんどが松又は杉の角材（柱材）である（甲7の1ないし3）。

(エ) また被申請人は、本件銭湯の煙突の清掃を、年に1回、清掃業者に委託して行っている。

(オ) 被申請人は、これまで本件銭湯の煙突から排出される煙に関して苦情を述べられたことは、本件を除き、一度もない。

イ 申請人による本件ガスの感知・記録（甲 1 3，申請人本人）

(ア) 申請人は、平成 2 2 年 8 月 4 日ころ、申請人宅内において、染色の作業中に異臭（本件ガス）を感じた。その臭いの性質は、自動車の排気ガスの濃度を濃くしたような感じであった。

(イ) 申請人は、それ以降も度々同様の異臭を感じたため、発生源として申請人宅の東側にある株式会社 X の工場を疑い、同社の本社に赴いて事情を尋ねたところ、担当者から、臭気の発生防止措置を講じている旨の説明を受け、同工場が発生源ではないことを納得した。

(ウ) 申請人は、平成 2 2 年 9 月 2 日、申請人宅付近を巡回しながら本件ガスの発生源を探索していたところ、臭気を感じ、見上げると、本件銭湯の煙突から煙が立ち上り、周囲に拡散していた。

このため、申請人は、本件ガスの発生源が、本件銭湯の煙突であると直感した。

(エ) 申請人は、平成 2 2 年 8 月 6 日以降、本件ガスによる異臭を感じた日時を、申請人宅のカレンダーに書き留めていた。なお、申請人において、同年 1 2 月までの記載を一覧表にまとめたものが、別紙 2 「申請人の苦情に関するデータ」である（平成 2 3 年 5 月 2 4 日受付準備書面添付の一覧表。以下「本件苦情記録」という。）。

ウ 申請人の苦情申告状況（甲 1 3，乙 1，申請人本人，被申請人本人，審問の全趣旨）

(ア) 申請人は、前記イ(ウ)のとおり、平成 2 2 年 9 月 2 日、本件銭湯の煙突が本件ガスの排出源であると直感すると、直ちに本件銭湯へ行き、被申請人に対して苦情を述べた。

これに対して、被申請人は、異臭についての心当たりはなかったものの、突然の苦情であったことから一応謝罪した上で、燃料にしている廃材は、松か杉しかないなどと説明した。しかし、申請人の納得を

得られなかったことから、市役所に相談に行くように勧めた（なお、申請人は、このとき、被申請人から、黒松を燃やしたことが原因である旨聞いたと述べるが、そのことを裏付ける証拠はない。また、後述するとおり、本件銭湯の煙突から排出された煙は、申請人が感じていた本件ガスの原因とは認められないから、仮に、被申請人がそのような説明をしていたとしても、本件の判断に影響を及ぼすものではない。）。

(イ) 申請人は、同月 7 日、小平市役所に電話をかけ、被申請人が黒松を燃やして悪臭を生じさせていると苦情を述べ、対応を求めた。

さらに、申請人は、同月 15 日及び同月 21 日、自ら小平市役所に赴き、同様の苦情を述べ、被申請人に注意することを求めた。

(ウ) 小平市役所の職員は、申請人からの苦情を受け、2 度、被申請人のもとを訪れて、苦情の内容を伝え、黒松を燃やさないように注意するなどはしたが、特に、煙突から排出される煙についての調査などは行わなかった。

(2) 職権調査の結果

当裁定委員会は、本件銭湯の煙突から排出される煙と申請人の被害との関連性を確認するために、株式会社環境管理センターに対し、小平市小川町の風向風速データと本件苦情記録との相関性等の解析調査を委嘱した。

その調査の結果をまとめたものが「小平市小川町の風向風速データと小平市の公衆浴場からの煙に関する異臭苦情記録との相関性等に係る解析調査報告書」（職 1。以下「本件報告書」という。）であり、その内容は、おおむね次のとおりである。

ア 調査の目的及び内容

東京都の大気汚染常時監視測定局「小平市小川町」（以下「小川町測定局」という。）の風向風速データと本件苦情記録との関係について統計的

に解析し、風向風速の観点から、申請人の苦情に本件銭湯から排出される煙が関係している可能性等について明らかにするものである。

イ 調査結果

(ア) 位置及び地形状況

小平市は、武蔵野台地上にあり、市名の由来（初めて開拓されたところが小川村であり、その地形が平坦であったことに由来する。）のとおり、平坦な地形であり、本件銭湯及び申請人宅周辺の〇〇線△△駅周辺には、高層の建物等もほとんどなく、本件銭湯の煙突の高さと、小川町測定局の風向風速計設置高さが同等であることから、同測定局の気象データは、同煙突の頂上付近の気象状況を代表していると考えられる。

なお、小川町測定局の所在と、申請人宅及び本件銭湯との位置関係は、別紙3「調査場所及び小川町測定局位置」のとおりであり、同測定局と本件銭湯との距離は、直線にして約1.7 kmである。

(イ) 気象状況

本件苦情記録の期間である平成22年8月から同年12月までの小川町測定局における風向風速の状況を統計的にみると、この全期間において、北の風が卓越しており（出現率16.3%）、次いで南南西の風（9.4%）、北北東の風（8.6%）の順であり（なお、風速0.4 m/s以下の静穏時は12.9%）、また、季節的には、8月は南寄りの風が、9月から12月は北寄りの風が卓越していた。

そして、本件苦情記録上、申請人が臭気を強く感じた記録のある時間帯（以下「苦情時間帯」という。）における気象状況は、風向き、風速共、ほぼ上記全期間における気象状況と同様の結果であった。

また、気体の拡散のしやすさを示す大気安定度（拡散しやすいケースから順に、「不安定」（3階級）、「中立」、「安定」（3階級）

に分類する。)について、小川町測定局の気象データ等から、本件苦情記録期間中における出現頻度を算出したところ、中立の状態が最も出現頻度が高く(64.6%)、不安定な状態は、15.9%にすぎなかった。

(ウ) 苦情及び気象状況の関係

一般的に、臭気は発生源の風下側で感じるが、本件銭湯から申請人宅の方向へ向かう西北西の風は、本件苦情記録全期間において頻度は少なく(3.1%)、苦情時間帯においても少なかった(3.2%)。また、臭気を感じる可能性が高いと考えられる無風時(0.4m/s以下)の頻度(12.6%)に、申請人宅が風下となり得る西ないし北西の風の頻度(10.5%)を加えて、23.1%とみても、その頻度は少ないと思われる。

しかも、苦情時間帯において、申請人宅の方が風上となる南ないし東方向からの風も少なくなく、その際、風速が4.9mほどの強さになっていることもあった(9月22日など)。

以上より、申請人の主張する臭気発生源が本件銭湯である可能性は低いものと思われる。

なお、大気安定度については、本件苦情記録全期間中の全時間帯を通じて、夜間は中立や安定の状態となり、朝夕は比較的中立の状態が多く、日中は不安定の状態になることがあるが、苦情時間帯との関係は認められなかった。

(3) 前記認定事実及び職権調査の結果をふまえた考察

ア そもそも臭気は、それがいかなる成分を含むものであっても、風向きに従って拡散するものであり、その拡散の範囲や程度は、風向風速や大気安定度などによって左右されることになる。したがって、ある場所から発生した臭気が、特定の場所に到達したことが認定されるためには、その時点

における当該地域の風向風速及び大気安定度とは整合しなければならないのであり、その整合性がないときには、その臭気は当該場所から拡散したものでないことを意味するのである。

イ これを本件について見ると、本件報告書によれば、本件苦情記録の作成期間中、及び苦情時間帯のいずれにおいても、本件銭湯側から申請人宅方向に向かう西北西の風はほとんど吹いておらず（頻度3%程度）、無風時などのある程度臭気が拡散する可能性のある時間帯を考慮しても、全体の23%程度にすぎない。また、申請人は、申請人宅の方が風上となる南ないし東方向からの風が吹いているときにも、強い臭気を感じていたことが認められる。しかも、大気安定度についても、中立や安定の時間帯が多かったことが認められるから、本件銭湯から約130mしか離れていない申請人宅付近に、煙突から排出された煙や臭気が頻繁に降下することは考えられない。

そうすると、本件苦情記録の内容は、当時の風向風速及び大気安定度とはほとんど整合していないと言えるのであり、申請人が本件苦情記録に記載したような何らかの強度の臭気が申請人宅室内に流入していたとしても、その発生源は本件銭湯ではないことが強く推認される。

ウ これに対し、申請人は、①本件報告書が、被申請人の主張する営業日・営業時間を前提に評価を行っており、実態を反映していないこと、②本件銭湯や申請人宅の周辺には、高いビルやマンションがあるため、小川町測定局での風向風速データをそのまま用いることは適切でないこと、③他に悪臭被害を訴える住民がいることを主張して、本件報告書の信用性を争っている。

しかしながら、①については、前記のとおり、本件苦情記録の全期間にわたり、本件銭湯から申請人宅へ向かう風はほとんど吹いていないのであるから、仮に、被申請人が、その主張とは異なる日や時間帯に本件銭湯の

営業を行ったり、廃材を燃焼させたりしていたとしても、上記結論を何ら左右するものではない。また、②については、本件銭湯や申請人宅の周辺には、風向風速の大局に影響を与える建物等が存在しないことは客観的に明らかであり、経験則上、こうした大局的な風向風速は、本件銭湯と小川町測定局との距離（約1.7km）程度では大きな違いが生じることはないから、本件報告書が、小川町測定局の風向風速データをもって、本件銭湯の煙突頂上付近の気象状況を代表していると判断したことは合理的で適切である。なお、申請人は、風向風速が常時変化していることも主張するが、上記のような判断は、そうしたデータに現れない一時的な変化があることを当然の前提としており、それによって臭気の拡散に関する評価が左右されることはない。さらに、③については、仮に、そのような住民が他に存在するとしても、その住民らが感じている臭気自体、本件銭湯の煙突から排出されたものであることを裏付ける合理的な証拠がないのであり、何ら申請人の主張を基礎づけるものではない。

エ 上記の考察から、本件銭湯が異臭ガスを発生させこれを申請人宅室内に流入させたとの事実は認められず、この認定を覆すに足りる証拠はない。

したがって、本件ガスの発生源が本件銭湯であるとする申請人の主張は、採用することができない。

2 結論

以上のとおりであるから、その余の争点について判断するまでもなく、本件裁定申請には理由がない。

よって、本件裁定申請を棄却することとし、主文のとおり裁定する。

平成24年5月25日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 松 森 宏

裁定委員 杉野翔子

裁定委員 高橋 滋

(別紙省略)